

福岡県内の家内労働者、委託者の皆さんへ

# 守りましょう・確かめましょう

## 最低工賃！

福岡県内においては、次の2業種に係る品目、工程および企画の区分に応じて最低工賃が定められています。これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

### ○婦人服製造業



### 男子服製造業



### すべての委託者の皆さまへ

委託者は、家内労働手帳を家内労働者に交付して委託の都度記入しましょう

工賃は、現金で全額を1ヶ月以内に支払いましょう

委託者は、委託状況届等を労働基準監督署に提出し、帳簿を営業所に備え付けましょう

仕事による災害を防止するために必要な措置をとりましょう

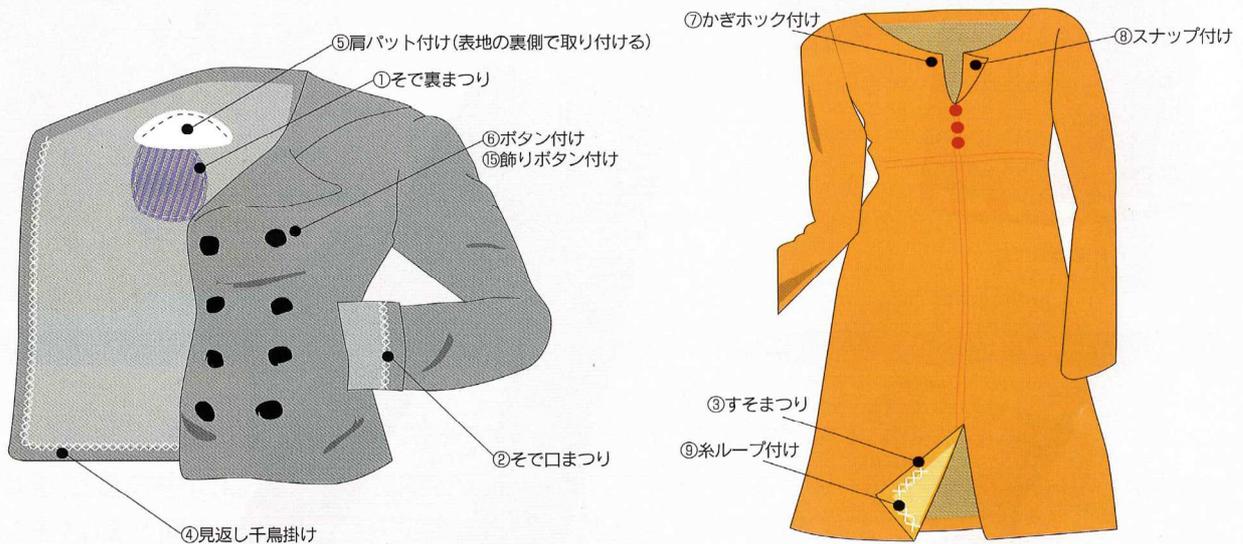
福岡労働局



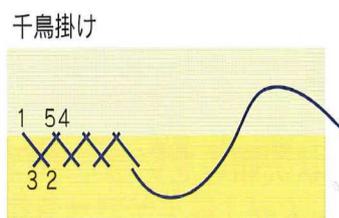
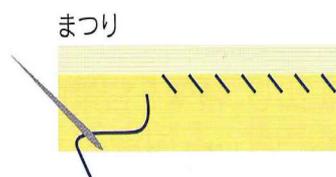
# 福岡県婦人服製造業最低工賃( 1 ) (平成 27 年 4 月 17 日から)

## ワンピース、上衣又はコート

工 程		金 額	
そで裏まつり		10センチメートルにつき 15円	
そで口まつり		10センチメートルにつき 15円	
すそまつり		20センチメートルにつき 17円	
見返し千鳥掛け		1か所につき 13円	
肩パット付け		1枚分につき 32円	
ボタン 付 け	飾りボタン付け	1個につき 9円	
	根巻きボタ ン付 け	カボタンを付けるもの	1個につき 13円
		カボタンを付けないもの	1個につき 10円
かぎホック付け		1組につき 17円	
スナップ付け		1組につき 15円	
系ループ付け		1か所につき 13円	
系くず 取 り	裏地のあるものについて行うもの	1枚分につき 16円	
	裏地のないものについて行うもの	1枚分につき 19円	



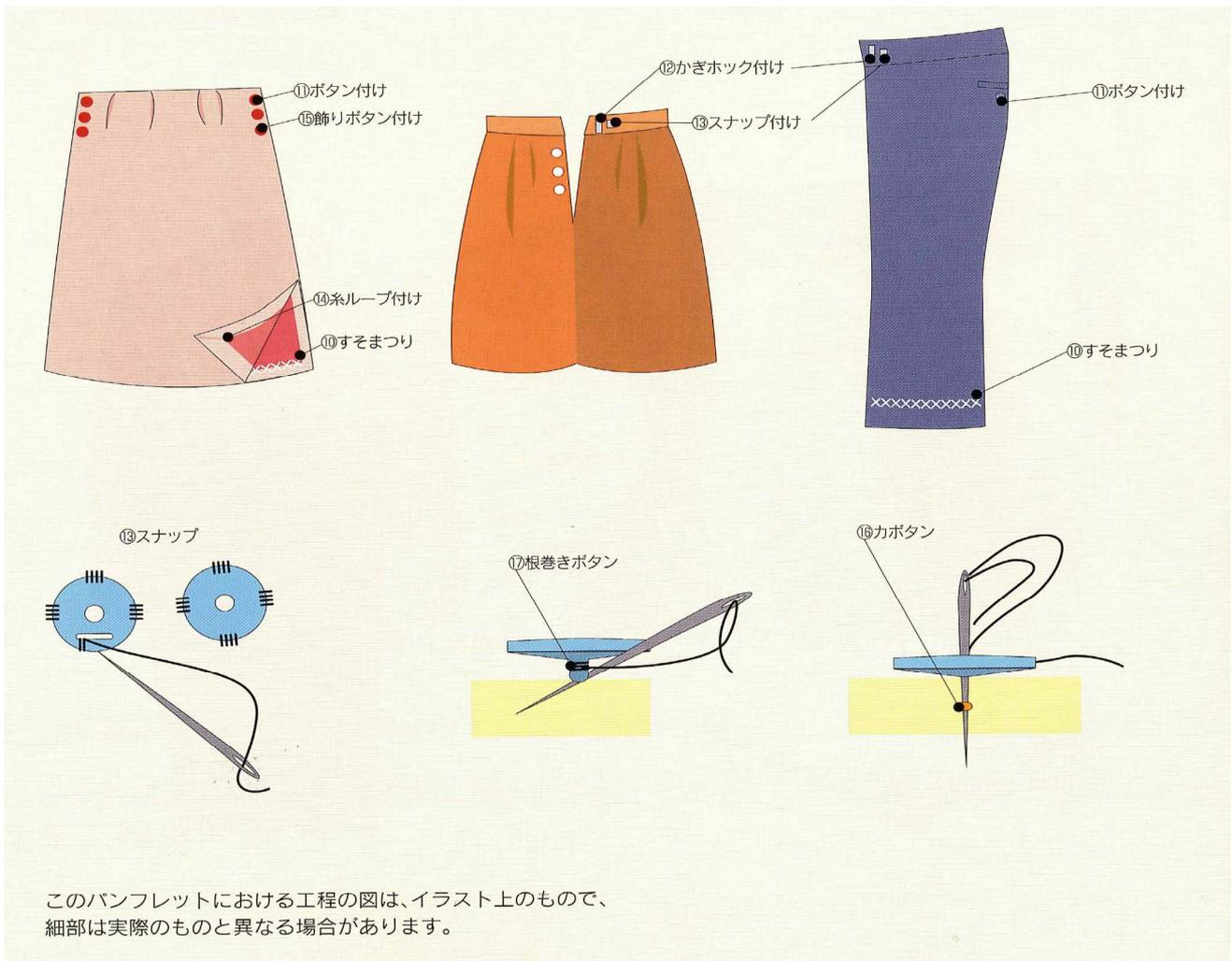
### 作業工程部分図



# 福岡県婦人服製造業最低工賃( 2 ) (平成 27 年 4 月 17 日から)

## スカート又はスラックス

工 程		金 額	
すそまつり		20センチメートルにつき 17円	
ボタン 付 け	飾りボタン付け	1個につき 9円	
	根巻きボタ ン付け	カボタンを付けるもの	1個につき 13円
		カボタンを付けないもの	1個につき 10円
かぎホック付け		1組につき 17円	
スナップ付け		1組につき 15円	
糸ループ付け		1か所につき 13円	
糸くず 取 り	裏地のあるものについて行うもの	1枚分につき 15円	
	裏地のないものについて行うもの	1枚分につき 19円	

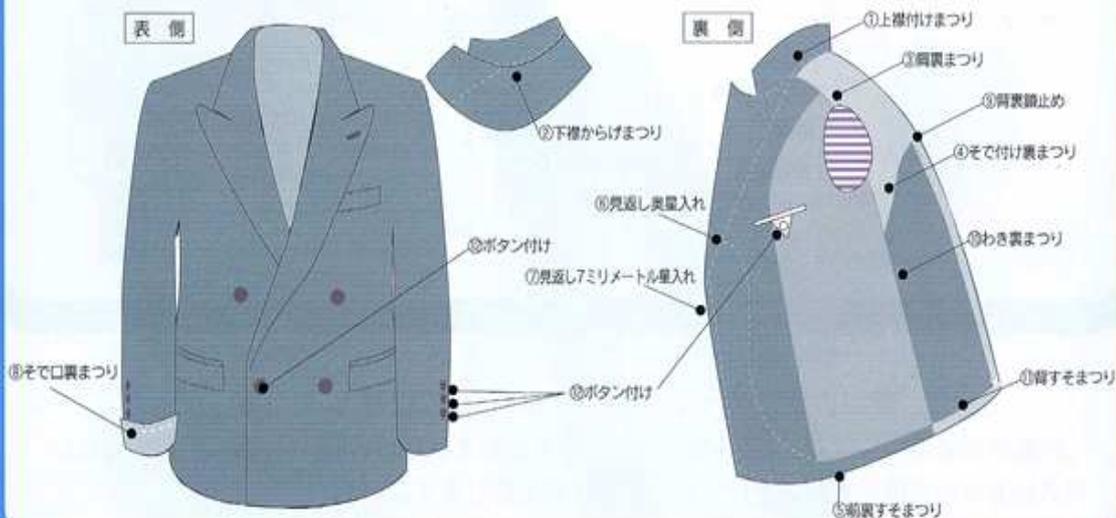


# 福岡県男子服製造業最低工賃(1)

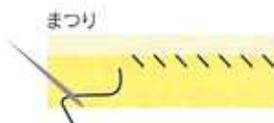
(平成12年2月17日から)

## 背広上衣

工程	規格	金額
①上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚につき 41円
②下襟からげまつり		1枚につき 59円
③肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚につき 40円
④そで付け裏まつり		1枚につき 153円
⑤前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 55円
⑥見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1枚につき 78円
⑦見返し7ミリメートル星入れ		1枚につき 53円
⑧そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚につき 60円
⑨背裏鎖止め	鎖系ループ長さ1センチメートル	1枚につき 15円
⑩わき裏まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 64円
⑪背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚につき 46円
糸くず取り		1枚につき 58円
⑫ボタン付け	根巻きあり	1個につき 10円
	根巻きなし	1個につき 7円



## 作業工程部分図



## 千鳥掛け

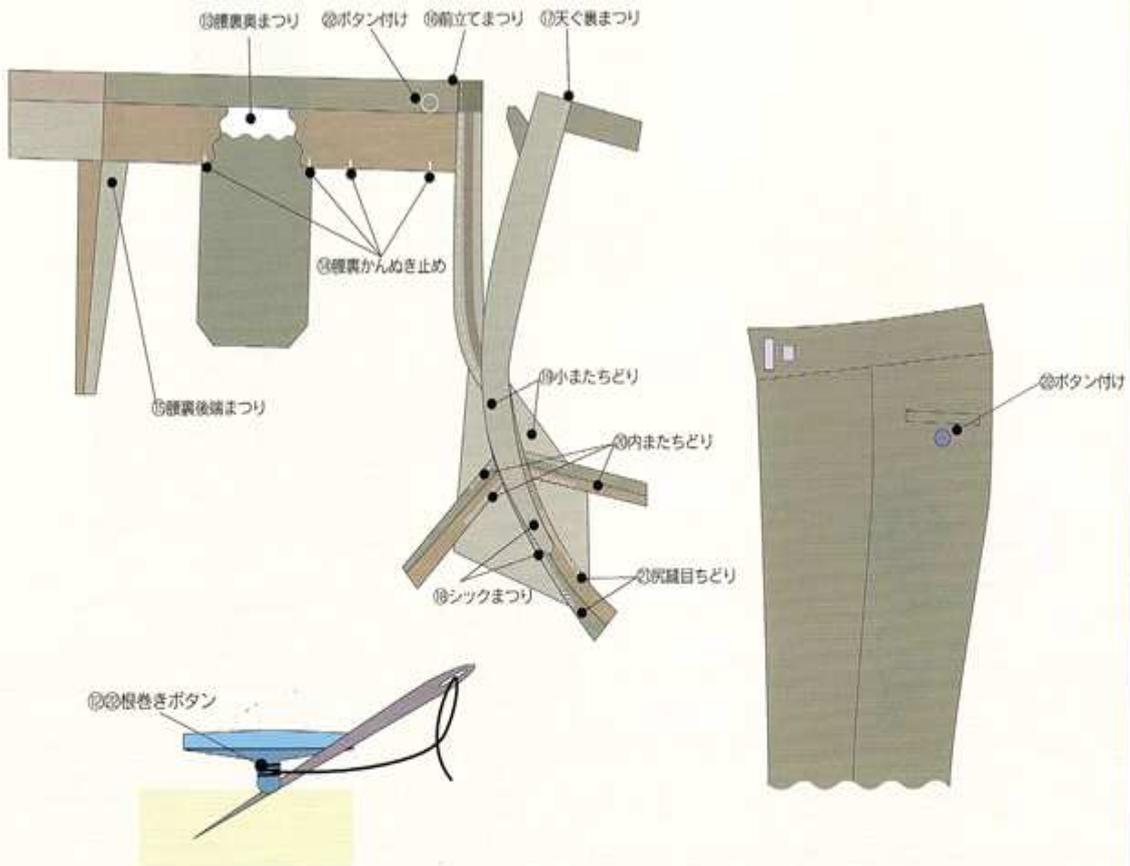


# 福岡県男子服製造業最低工賃(2)

(平成12年2月17日から)

## ズボン

工程	規格	金額
⑬ 腰裏奥まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1本につき 31円
⑭ 腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき 29円
⑮ 腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 10円
⑯ 前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 10円
⑰ 天ぐ裏まつり		1本につき 9円
⑱ シックまつり		1本につき 17円
⑲ 小またちどり		1本につき 18円
㉑ 内またちどり		1本につき 17円
㉒ 尻縫目ちどり		1本につき 9円
糸くず取り		
㉔ ボタン付け	根巻きあり	1個につき 10円



## いわゆる『インチキ内職』に気を付けましょう

内職者の中には、種々の名目で高い金額を払わせながら、仕事は回してもらえない、収入はそれほど得られないという被害にあう例があります。

誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」はありません。

家内労働を始めるときは、工賃等委託条件をきちんと確認し、いわゆる「インチキ内職」の被害にあわないように十分注意しましょう。



詳細については

**福岡労働局 労働基準部 賃金課**

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11-1

TEL 092-411-4578

または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

